

第 107 号

平成16年 6 月20日発行

杉並区明るい選挙推進協議会
杉並区選挙管理委員会
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 (3312) 2 1 1 1 (代)

杉並の
選挙だより

夏・参議院議員選挙!

荻窪中学校 三年 辻なりみさん 東京都入選 (平成十五年度明るい選挙啓発ポスターコンクール)



わあ、投票だ!

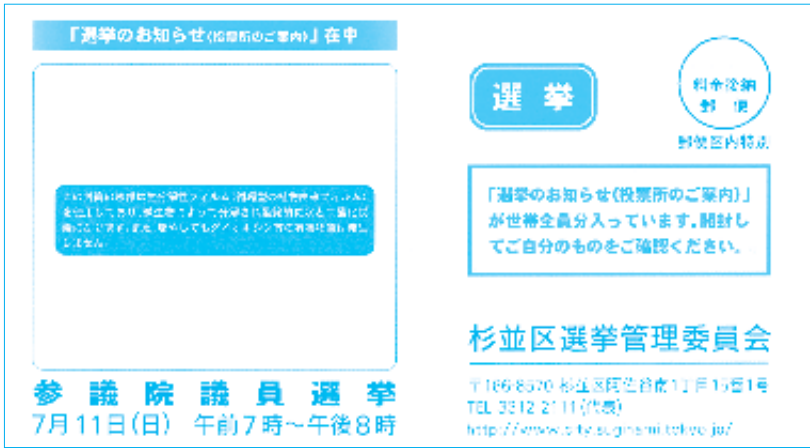


伝えよう 自分の意志を投票で!

投票日 7月11日 (日)

投票時間 午前7時~午後8時

「選挙のお知らせ(投票所のご案内)」をお送りします。



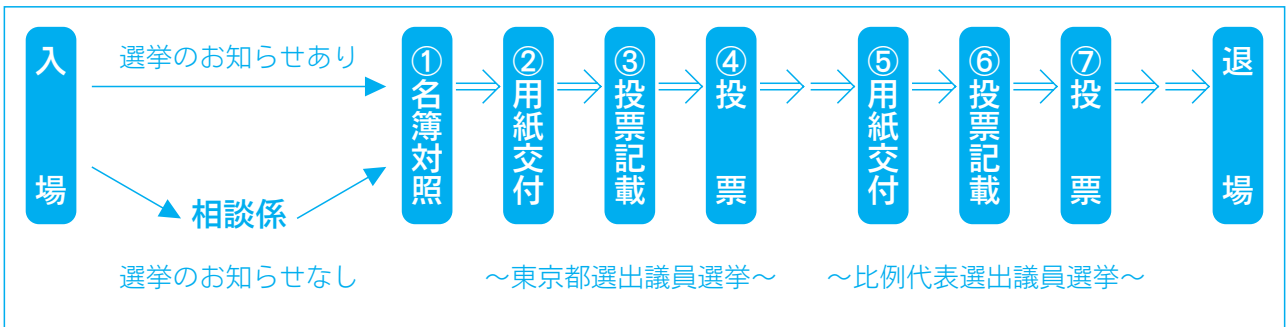
今回の選挙で投票できる方には、投票所をご案内する「選挙のお知らせ(投票所のご案内)」を世帯ごとに封書でお送りします。(6月24日発送予定)

投票日にはご自分のものをお持ちになり、指定の投票所で投票してください。

なお、「選挙のお知らせ」がなくても、投票資格があれば投票できま

すので、直接投票所へお出かけください。「選挙のおしらせ」を紛失された方や、最近住所を変更された方で、指定の投票所がわからなかったり、投票資格等がご不明な方は選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

投票のしかたについて



- ①選挙人名簿と照合します。
- ②東京都選出議員選挙用の投票用紙(薄黄色)を受け取ります。
- ③投票用紙に記載します。



○候補者名を1人だけ書いてください。

- ④投票用紙を投票箱に入れます。
- ⑤次に、比例代表選出議員用の投票用紙(白色)を受け取ります。
- ⑥投票用紙に記載します。



あるいは



○候補者名1人又は、政党等の名称又は略称を1つ書いてください。

- ⑦投票用紙を投票箱に入れます。

選挙公報は新聞折込でお届けします。

参議院(東京都選出)議員選挙公報…候補者の氏名・政見・経歴等が掲載されています。

参議院(比例代表選出)議員選挙公報…政党名・名簿登載者名・政見等が掲載されています。

○折り込む日・・・ **7月2日(金)**の予定

○折り込む新聞・・・ 一般紙・スポーツ紙・英字新聞などの計15紙に折り込みます。

※新聞を定期購読していない方や別途送付をご希望の方は、選挙管理委員会までご連絡ください。選挙公報をお送りします。

※選挙公報は、**図書館などの区の施設や郵便局、駅の広報スタンド、新聞販売店、公衆浴場等**にも置いてありますのでご利用ください。

ホームページでもご覧になれます

あなたの投票所、投票時間、投・開票速報、その他の詳細については、ホームページでも確認することができます。

杉並区役所公式ホームページアドレス <http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

モバイル版ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp/mobile/>

参議院議員選挙(通常選挙)の概要

選挙区選出議員と比例代表選出議員の任期満了により行われる選挙のことを**通常選挙**といいます。

選挙区選出議員は、各都道府県の区域を単位とし、参議院議員の**半数改選制度**との関係で選挙区別定数がすべて偶数となっています。比例代表選出議員は、全国を1つの単位として選出しますが、政党等の得票数に比例して議席を配分し、当選者を決定します。

- | | |
|-------|--|
| ①任期 | 6年。ただし、3年ごとに半数を改選します。なお、衆議院と異なり、解散はありません。 |
| ②定数 | 総定数は242人ですが、その構成は選挙区選出146人、比例代表選出96人となっています。なお、東京都選挙区は8人(今回の改選数は4人)です。 |
| ③投票方法 | 選挙区選挙は候補者に投票します。比例代表選挙は、各政党が届け出た候補者名簿から、候補者名を記載して投票するか又は、政党等の名称や略称を記載して投票します。これは、非拘束名簿式比例代表制が導入されたことにより可能になったもので、前回の参議院議員選挙から適用されています。 |
| ④当選決定 | 選挙区選挙は、定員に応じて、得票数の多い順に当選者を決定します。比例代表選挙は、各政党の総得票数に基づいて、まず各政党ごとの当選人の数が決まります。この場合の総得票数は、候補者個人の得票数と政党名を合算したものとします。各政党の当選人の数が決定すると、得票数の最も多い候補者から順に、当選人の数までの順位のもものが当選人となります。 |

◆ 投票日当日に仕事やレジャーなど予定のある方は… ◆ 期日前投票所一覧

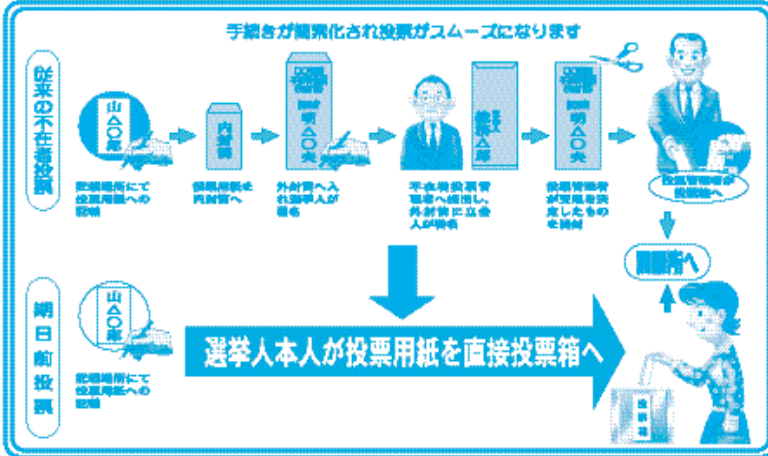
きじつぜんとうひょう
期日前投票をご利用ください。

従来の不在者投票制度の手続きが簡略化され投票がスムーズになりました。
○封筒に入れ、署名をすることが無くなりました。

従来の不在者投票場所は廃止となり、新しく期日前投票所を設けました。(※注)

※ご注意ください

◆ 投票方法



★請求書(宣誓書)の記載は今までどおり必要となります。

期日前投票所	住所
杉並区役所(中棟6階第4会議室)	阿佐谷南1-15-1
阿佐谷地域区民センター	阿佐谷南1-47-17
井草地域区民センター	下井草5-7-22
永福和泉地域区民センター	和泉3-8-18
荻窪地域区民センター	荻窪2-34-20
高円寺地域区民センター(セシオン杉並)	梅里1-22-32
高井戸地域区民センター	高井戸東3-7-5
西荻地域区民センター	桃井4-3-2
西荻南区民集会所	西荻南3-5-23
本天沼区民集会所	本天沼2-12-10
方南和泉会議室(方南会館)	和泉4-42-6
久我山会館*	久我山3-23-20
浜田山会館	浜田山1-38-3

※久我山会館には、エレベーター設備がございませんので、ご注意ください。

◆ 期日前投票期間

期日前投票所	期日前投票期間
杉並区役所	6月25日(金)~7月10日(土)
区役所以外	7月4日(日)~7月10日(土)

★受付時間はいずれも午前8時30分~午後8時

★区役所以外の場所へのお車での来場はご注意ください。

どうして従来の不在者投票場所で、投票できないの？

期日前投票制度の創設に伴い、今まで行っていた不在者投票場所は、投票箱保管等の安全管理の問題や投票環境(段差解消・投票スペースの確保)等を充実させることが困難であるため、選挙の適正な管理執行ができる期日前投票所を新たに区内13か所に設置しました。
※従来の不在者投票場所〔会議室(旧出張所)・区民事務所〕では投票することができませんので、ご注意ください。(ただし区役所・方南会館・浜田山会館は従来と同じ場所)

従来の不在者投票はどうなるの？

名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票は、原則として期日前投票に移行しますが、名簿登録地の市区町村以外の選挙管理委員会や病院、老人ホーム等における不在者投票については、従来どおり行われることとなります。

●出張や帰省など、滞在先での不在者投票

期日前投票期間及び投票日に杉並区外に滞在している場合は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で、不在者投票をすることができます。

●病院・老人ホームなどでの不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院(所)している場合には、その施設で不在者投票をすることができます。

※いずれの場合も、杉並区選挙管理委員会へ不在者投票用紙の請求をしていただきます。請求の仕方などの詳細は選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。